

190

特254
498

信仰
与
政治



始



はしがき

私は先年「佛教の上より見た政治」と題して一小冊子を公にしました。私は近來世人の思想が何となく悪化したやうに思はれましたので、齡の古稀に達するや、政黨を離れ、實業を止め、専ら信仰生活に入り、多少なりとも思想善導に資することを力めました。然るに思想の悪化は、獨り労働者といはず、社会主義者と限らず、官吏乃至議員等に於ても随分甚だしいのであつて、社会の上流に位し、世人の模範を以て任すべき者が、却つて一般の思想を悪化せしめることのないのを感じましたので、佛教は豫て修身齊家治國平天下悉皆佛道といふ位であるから、經典には、事に政治に與る者の警戒となるべきものが必ず有るであらうと、大乘經典を搜索したのであります。斯くて私の見聞に觸れたものに、金光明經・最勝王經・護國仁王經・王法政論經・王法政理經等がありまして、別に大薩遮尼乾子所說經といふのがありました。この

はしがき



大薩遮尼乾子所説經は最も要領を得て、その他の經典よりも解し易く思はれましたので、これを小冊子に記述したのであります。

その後、私は國民工業學院を開き、専ら工業従事者の科學知識及び工業道德の養成を圖る事とし、自ら理事長に任じ且その工業道德に關する講話は私の擔當する所としたのであります。この私の經驗に依りますと、道德の涵養は宗教の信仰と一致しなくてはなりません。福澤先生や二宮先生が、宗教の信仰を度外に置いては、完全な道德が見られぬと言はれたことの、如何にも道理あるを感じましたので、我が國民の信仰は如何に定むべきかに就いて考慮した上で、佛敎といふよりは、神佛を併せ祭るの信仰といふ方が適當であることを認め、且、聖徳太子の十七憲法が、信仰に關係ある政治の要諦として、汎く官公吏乃至議員に誦讀を奨める價値あることを認識しましたので、先年の小冊子は廣く世人に讀まれて版を重ねること數回に及んで居りますけれども、これを改題して「信仰と政治」とし、第一に我が國に於ける信仰として、國民の信仰が神佛を併せ祭るの習慣である事を述べ、隨つて舊版にあつた「佛敎の大意」と題した章はこれを省き、第

二に十七憲法の梗概を述べ、その他は従前のまゝにした。尤も結論は、その當時に選舉の弊害を痛く感じたので、これを主として論じた。今日ではこれより更に論すべきものあるを覺ゆれども、そのまゝにしたのを諒とせられたいのである。

昭和十二年五月

井上角五郎しるす

信仰と政治

目次

はしがき

- 一、我が國に於ける國民の信仰 一
- 二、十七憲法の大意 九
- 三、佛教の經論 一八
- 四、大薩遮尼乾子所說經の大意 三三
國政に任ずるものは先づ自己を修むべし 三七
國を治むるは衆生の自業果報と國主の王力とのあるのみ 三〇
行法行王の不放逸心と十種徳 三五

目次

治罪は悔悟せしむるに在り……………四一

國主・官吏の悪行と治罪……………四七

戦争と慈悲……………五〇

政治家・宗教家の罪惡……………五四

結 論……………五七

一、我が國に於ける國民の信仰

我が國民の間には古くから神佛を併せ拜する信仰が傳へられて來た。現在でも家々には神棚があつて、皇祖天照大神を始め奉り、國家に功勞のあつた神々を祭り、別に佛壇を設けて諸佛菩薩を祭り、祖先代々の位牌をこゝに祭つてゐるのは、國民過半の習はしであるが、これは即ち古來の習慣がそのまゝ遺つて居るものと見ることが出来るのである。

明治維新の王政復古は史上に偉大な事業を遺したものであるけれども、その廢佛毀釋の一事に至つては餘り調子に乗り過ぎたものと謂はねばならぬ。而も、それにも拘らず、過半の國民がこの古來の信仰を維持して居るのは、この信仰が如何に深く國民の思想に滲み込んで居たかを證するに足るのである。

斯様な信仰は世界に類例のない所であるが、これ亦世界に比類のない我が國の歴史と國體とが我が國に於ける國民の信仰

然らしめたのである。

抑も我が國は神國である。神々がこの國土を開いて萬世一系の皇室を定め給ひ、國民を子の如く慈しみ給ふと共に、教へるに上下和睦の道を以てし給うたので、國民は皇室を總本家と仰ぎ慕ひ、銘々の家族に盡し、父母祖先を敬つて孝を盡すの思想を以て皇室に事へて忠を盡し、そこに忠と孝とは一如にして不二であるといふ我が國獨特の道徳を成したのである。これぞ我が國體の表徴と謂ひ得るので、即ち所謂神ながらの道である。

我々の遠い祖先は國初以來、神ながらの道に依つて皇室に事へ、國土經營の事業を輔け奉つてこの日本國の基礎が成り立つたのであつて、斯くて幾多の年月が平和の中に過ぎたのである。やがて儒學は支那から佛敎は印度から、百工技藝は支那または朝鮮から渡來したので、爲に國民が歸趨に迷ひ、思想の動搖を起すことを免れなかつた。それに加へて政府最高の官吏が互に黨派を立て、争つて居たけれども、幸に長くも聖德太子が世に出で給うて、終に我が國民思想は歸一することを得たのである。

聖德太子は聰明睿智にましく、て、廣く新來の教學技藝を講究し給ひ、佛敎も儒敎も總べて嚴密に検討して、その長を採り短を捨て、我が國傳來の神ながらの道に同化せしめるといふ方針をお立てになつたので、佛敎も儒學も我が國に於ては特殊の發達を遂げるに至つた。百工技藝に對しても亦同様に國風を注入せられたのであつた。日本美術の今日あるはこれが爲である。太子が朝鮮を経て輸入せられた文化に慊らず思召され、小野妹子を二度まで隋に遣されたことは、如何に大陸文化の検討に御熱心であつたかを知ることが出来るが、それにつけても飽くまで我が國を本位とせられたことは、「日出處天子致三書日歿處天子一無恙」と記された國書に徴しても明らかである。

斯様な御趣旨を以て制定せられたのが所謂十七憲法であつて、その第一條に「和を以て貴しと爲し、忤ふなきを宗とせよ」と定め、第二條に「篤く三寶を敬へ」と定め給うたのは、古來種々に解釋する者があるけれども、私はこれぞ神佛を併せ敬ふべきことを示し給ふの思召であつたと信じて疑はぬのである。

思ふに太子は、天祖の和魂と釋尊の慈悲とを十七憲法の首に置き給うたので、所謂雙關法であつて、佛敎に依つて神ながらの道を補足せられたのである。

その後、神佛の關係に就いては種々の説が起つた。最も汎く且盛んに唱へられたのは本地垂迹説であつて、或は佛本垂迹と言ひ、或は神祇權化と言ひ、我が國の神々を諸佛菩薩の化身權現の如く看做したので、これに反對するもの甚だ多く、甚だしきは神本垂迹の説さへ聞ゆることとなり、遂に佛敎家・神道家が銘々に所謂我田引水の議論を逞しうしたのであつた。

元來この垂迹の説は、佛敎が支那に傳來したときに、支那で唱へ出されて種々の解釋が發表せられたのであつて、孔子も孟子も總べて諸佛菩薩の化身權現と看做され、それが我が國に傳染したので、垂迹説は釋尊の本旨でなく、支那の偽作に外ならず、隨つて聖德太子の採用せられた所ではないのである。

斯く聖德太子は、天祖の和魂・釋尊の慈悲を首としてなほ儒學をも取り入れて十七憲法を定め給ひ、國民に調和合して相助け相親しむことを教へ、以て信仰の根源を立て給うたのである。

その道は古今に一貫するものであつて、苟も我が國民たるものは、その家庭を治めるにも、銘々の職務を盡すにも、これに據つて行動し、以て祖先父母に孝を盡し、皇室に忠を盡すの思想を失はないならば、即ちその國民たるの責務は果されたものである。特に治民の事に關し、公務に携はるものは、上は中央政府の官僚・貴衆兩院の議員から、下は市町村の吏員・職員に至るまで、假令小使と雖も、この十七憲法の條項を嚴守してこれに違つてはならぬ。これ我が國民たるもの信仰であつて、またその道徳でなければならぬのである。

宗敎には祭神とか本尊とか、その信仰の上に最も尊貴のものがあつて、現に歐米各國では、キリストを君主・統領より遙かに尊貴のものとしてこれを崇敬するの常であるけれども、我が國に於ては畏れ多くも天皇陛下に比し奉るべきものはないのであつて、我がこの國體を了解しない外國の宗敎者流が往々にして不敬の所爲を敢てするものあるは、私の痛惜して措かない所である。然るに佛敎者中に、その本尊を大切に、爲に皇室に對する敬意を失ふものあるを聞くことのあるのは、私の最も遺憾とする所で、神佛を併せ祭るの信仰から考へて、特に我々の注意せねば

ならぬことである。

扱、聖徳太子が十七憲法の骨子とせられた我が國固有の神道と新來の佛教とは、垂迹説のやうなものゝ頼まずとも、調和の出來る共通點を備へて居るのである。即ち佛教は我々人間が本來に有して居るところの佛性を開發することを期するので、その佛性がよく開發せられたとき、我々凡人も進んで佛と成り得るのであつて、それは丁度神道に於て、我が國を開き給うた神々と共に、國家に功勞あり國民に貢獻した人々が同じく神として祭られるのと同じである。要するに、神といふも佛といふも我々人間が修養して達し得るのであつて、神人同一、佛凡不二の言葉は異語同義と解し得られるのである。されば天に唯一の造物主なる神が在つて一切を主宰すると言つて居る他の宗教とは比較が出來ぬのである。

假令、我々が佛性を開發して、完全に佛と成るまでには至り得ないとしても、開發の程度に應じて人格の向上を見ることが出来る。即ち僅に進めば慈悲心は僅に起り、大いに開發すれば大いに起るのであつて、私は惟ふに、釋尊は斯くして衆生が悉く順良となり、世界が全く平和とな

るのをその抱負とし給うたのである。而して聖徳太子が神の道たる君民親和上下一致を補足するに、佛の教による衆生の平和を以てせられたことも想像し得られるのである。

釋尊の既に成佛し給ふや、専らこの抱負を果し給ふ爲に絶えず衆生に向つて教誨を垂れ給うたのである。その後五十餘年の間に於て説き給うたところの經典は、衆生銘々の機根に應じ、世間時々の状態に隨ひ、その一切を濟度することを期し給ふ洪大なる思召に依つたものである。隨つて教義は自ら廣くなり、法門は自ら多くなつたのであるが、要するに何とかして一切衆生の思想を清淨ならしめようと欲し給うたからである。さればこそ八萬四千と稱せられる法門も、畢竟するに、「衆善を奉行せよ。衆惡を作す勿れ。自らその意を清らかにする、これ諸佛の教なり」の一偈に止るのであつて、釋尊の千言萬語は、悉く衆生に道德を涵養せしめて、現當二世の安樂を得せしめ給ふが爲であつた。

何をか善といひ何をか惡といふ。佛教はこれを説いて餘蘊がないが、釋尊は特に殺生・偷盜・邪淫・妄語・兩舌・惡口・綺語・貪慾・瞋恚・邪見の十業を擧げ給ひ、戒めてこの十業を行はぬ

を稱して十善と名づけ、故らにこの十業を犯すを十惡と名づけ給うたのであつて、釋尊の一生は斯く善を行へ惡を犯すなと説き續けられたのである。聖德太子が佛敎に取り給うたのは、主として道德涵養の一點にあつたのであつて、儒敎の上から採擇し給うたのも亦然るのであつた。

我が國は神國である。敬神愛國の念は國民として一日も忘れてならぬところであるが、それと共に聖德太子の御旨に従つて佛敎を併せ信ずることは、輕薄また雜駁に流れた國民の信仰を古に復する所以である。復古はやがて開新の基であつて、一旦古の正しきに復したならば、今後如何なる時局に際しても、國民の思想の動搖するやうなことはなく、必ず適正の途に進み得ることを信じて疑はぬのである。

私が神佛を併せ祭ることを勸むるとはいへども、直ちに舊時の如く神社・佛閣を合併したり、または連絡したりしようとするのではない。たゞ神道家・佛敎者の調和協力して思想の善導・道德の涵養に力め、今後は神官・僧侶が互に一致の行動を取り思想の善導に力めるやうになつたならば、これぞ我が國民の信仰は完全せられるものと云ふべきである。

二、十七憲法の大要

推古天皇十二年四月、皇太子に在した聖德太子が親ら鑿めて憲法十七箇條を作らせ給うた。これは實に我が國民の信仰並びに道德に對して不滅の光明を投ぜられたものである。茲にその大意を伺ひ奉ることとした。

第一條には、人は「和」といふことを最も尊重して、忤ひ争ふことのないやうにせよと仰せられてゐる。これが第一條の正文であつて、以下にその理由を示し給うた御言葉がある。即ち、人は皆黨閥を作つて一味徒黨の勢力を張り利益を得ることばかり考へて、國家の大局を達觀して大義を辨へる者が少い。その爲に君臣父子の道を誤り、また隣好朋友の道に違ふ者がある。併しながらその黨閥の私を棄て、上下和睦し、互によく調和して順逆の理を明らかにする事を怠らなかつたならば、物の道理は自ら通じて、何事も成立しない筈はないと仰せられて居るのである。

この第一條は太子が、天照大神の和魂を主として、君臣相和し上下一致したならば、國家は平和であつて、社會は無事であることを説き給うたのであつて、時代の如何に拘らず苟も我が國民たるものゝ遵奉すべきは言ふまでもなく、官公吏乃至議員の如き、特に一日も忘却してはならぬ。古來、官僚や軍屬の間に黨閥を作つて國家を亂した例は稀でない。最も戒むべきである。

第二條には、篤く三寶を敬へと宣はせられた。三寶は佛と法と僧であつて、即ち佛敎である。佛敎はあらゆる生物の最後の安住の世界であつて、萬の國の人々の窮極の目的とする所であるから、何時の時代でも何處の人でもこれを尊ばない者はない。元來、世に極惡の人間といふものは鮮いので、よく敎へ導きさへすれば惡人も從順な性質となるものであるが、それには佛敎に依らねばならぬ。佛敎信仰に依らなければ、どうして枉つた心を直くする事が出来ようと仰せられたのである。

これ即ち太子が深く釋尊の慈悲を感得せられ、佛敎が専ら道德の敎であることを喜び給うて、これに歸依せられた所以を知るに足るのである。世に官公吏員並びに議員として立つ者は、これ

に依つて自ら心を正しうすると同時に、他人を指導して正しきに至らしめることを期せねばならぬ。即ち所謂、上求菩提、化他衆生の慈悲を實行すべきである。

以上の兩條は、太子が神佛を併せ祭るを以て我が國民の信仰となすべきであると定め給うたものと拜することが出来る。我々がこの兩條の趣旨を遵奉するときは、神佛の庇護に預り、克く天佑を得て幸福を享ける事が出来るのである。

第三條は、詔勅を承けては必ず謹んで遵奉せよと仰せられて、天皇の絶對神聖にましますことを教へ給うたのである。即ち君は天であり臣は地であつて、その身分地位は明らかに定まつてゐる。天は覆ひ地は載せるのが正道であつて、さうなつて居ればこそ春夏秋冬も滞りなく循環して風雨も時を得て萬物生育するのである。然るに若しこの正道に反して、地が天を覆ふことを欲するならば、萬物生成の根源の破壊せられることを免れないのである。故に上善を行へば下之に靡き、謹んで詔勅は守らねばならぬと仰せられたので、我が國體の精神を千古に明らかに示し給うたのである。

第四條には、朝廷に仕へる諸臣百官は總べて禮を重んぜよと宣ひ、凡そ民を治める本は禮に在る。上に立つ者が禮を守らなければ下が齊はない。下の者が禮を守らないときには犯罪者が多く出る。それ故に、上に立つ群臣が禮を重んずるときは官位の秩序が少しも亂れず、下々の人民が禮を重んずるときは天下は自ら治まるのであると仰せられてゐる。

禮とは上を敬ひ下に手厚く、且職務を尊重することである。現今の官公吏員乃至議員は、果して上下に對し職務に對して禮を重んじて居るであらうか。人民が動もすれば役所の不親切を訴へ之に親しみを持つことが出来ず、却つて反感をさへ持つて居る傾のある所から察すれば、官公吏から雇員に至るまで大いに反省せねばならぬ點があると思はれる。

第五條には、餐を絶ち欲を棄て、明らかに訴訟を斷ぜよと宣はせられ、訴訟は公平に且速に裁斷して、萬一にも賄賂に依つて依怙があつてはならぬと仰せられて居る。現在の司法官はよくこの御趣旨並びに帝國憲法の精神を奉體して、裁判の威信を保ち、また昔時の醜態を存しないのは慶すべき事である。併しこの公明な裁判に依つて、官公吏・議員等に關する收賄・贈賄事件の

減少を見るに至らないのは甚だ遺憾である。司法官のみならず、行政に關する者もまた食物・財物等の慾を棄て、公務に奉公せねばならぬ。

第六條には、惡を懲し善を勸めるのは古の良典であるから、人の善を見れば必ず匿すことなく惡を見れば必ず正しくすることに力めよと宣ひ、詭ひ詐る者を退け、心のねちけて人に媚びる者を遠ざけ、此等の輩をして跋扈せしめてはならぬと仰せられて居る。公務に携はる者の日夕三誦すべき所である。今日でも、善良で精勤な者が長く低い地位に置かれて顧みられず、佞媚の徒が却つて重く用ひられるやうな事實が無いでもない。これは即ち勸善懲惡の精神が強くないから生ずる事であつて、官界の腐敗はこゝに始り、やがて國家大亂の本となるのである。而も獨り官界に限らず、工場・會社等の如き集團生活に於ても亦皆さうである。

第七條には、人には各々任務があるから、夫々に掌る所の職分に忠實に勤めて決して濫れてはならぬと仰せられてある。凡そ賢人が官に在ればその功德を頌める聲が四方に起るものであり、奸佞の者が官に在れば禍亂の絶える事がない。併しながら世の中に生れながらの賢哲といふもの

は少いので、各自の職分を重んじて、よく順逆正邪の區別を考へて事を行へば、それが即ち賢哲となるのであるから、何人も先づ自分の任務に忠實であることが第一である。事は大小となく、さうした誠實な人を得れば必ず治るものであり、時の緩急を問はず、賢人が任に就けば世の中は必ず安らかに整ふものである。さうなれば國家・社會は永久に危いことがない。それ故に古の聖君は、官職の爲に適任者を求め給うたので、人に與へる爲に官職を設け給ふことはなかつたとの御趣旨である。

世間には、自分の地位・職分に對して不満を感じて、その爲に仕事に身を入れない人があるが、これは思はざるの甚だしいものである。如何なる小官と雖も國家に必要あつて設けられたもので、自分がそれを拜命した以上は全力を盡して勤めるのが當然である。如何にすれば自分の任務を最も完全に果すことが出来るかと、日夜心血を注いで工夫し努力すべきである。「克く念へば聖と作る」と仰せられたお言葉を服膺して、念々職責を思つて誠實に盡すならば即ち賢人であつて、國家は斯様な賢人に依つてよく治り且榮えて行くのである。

第八條には、群臣百官は早く出勤して遅く退くと宣はせられた。公事は多端であつて、終日勤めても尙爲し終へない位である。況して遅く出勤する時は急ぐ用事の間合はず、早く退出するときは仕事を盡すことが出来ないといふやうに仰せられて居る。現に中央・地方の官衙・役場などで、官吏の出勤が遅い爲に願・伺等の運びが遅く、裁判の事務が滞滯して、人民の迷惑することの多いのは、この章を拜誦して大いに戒むべきである。

第九條には、信は義の本である。事毎に信有れと宣はせられた。凡そ事の善惡も成功失敗も、要するに信の有無に依つて定まるのである。君臣共に信實を盡し互に信頼して事を行へば、何事も出来ない事はない。之に反して、互に信實を盡さず信頼を持たないならば、萬事悉く失敗に歸すると仰せられて居る。「事毎に信有れ」の御言葉は何事も信を以て行へとの御趣旨であつて、公務に携はる者の三誦感銘すべき所である。

第十條には、忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒らざれと宣ひて、心中の怒を棄て、怒を面に表すことを止めよ。人の爲すことが自分の心に違ふことがあつても怒つてはならぬとある。人には

皆心があつて夫々に違つた考を持つて居る。他人の善いと思ふことも自分は悪いと思ふことがあり、自分の善いと思ふことも他人は悪いと云ふこともある。併し自分が聖人でもなく他人が愚人であるでもない。共に凡夫であつて、是非の道理を誰が定めるといふことも出来ない。互に賢愚を批評し合つたないば環の端なきが如く際限の無いものである。それ故に他人が怒ることがあつてもそれを咎めず、自分に失敗のないやうに自ら戒めるがよい。また自分獨り悟る所があつたとしても獨斷に陥らず、衆人と共に事を行ふやうにせよと仰せられたのである。

第十一條には、功過を明察して賞罰必ず當を得るやうにせよと宣ひ、このごろ行賞科罰の實を得ないものがあるから、事に當る諸臣は必ず之を明らかにせねばならぬと仰せられてゐる。功過を明察することは、何れの時代にも政治上極めて肝要なことである。

第十二條には、國司・國造等の地方官は、百姓から税を取つてはならぬと宣はせられた。國に二君は無く、我が國の人民は悉く皇室を戴いてゐるので、國司・國造と雖も固より臣下である。その臣下たるものが、皇室と同様に人民から税を取ることがあつてはならぬと仰せられて居る。

第十三條には、現に官職に任ぜられて居る者は、同僚相助けて職務を遂行せよと宣ひ、官に在る者も病氣の爲か又は他に出張して常の職務を離れる事があるけれども、再びその職務に勤める事の出来るやうになつた時には、元の通りによく調和して職掌を勵むがよい。自ら與り知らなかつたからと言つて公務を妨げることがあつてはならぬと仰せられてゐる。

第十四條には、群臣百官嫉み妬むことある勿れと宣うて、人々互に嫉み妬むの極は、己に勝る才智のある者を悦ばないで排斥する事になる。それでは賢人聖人も世に出る事は出来ず、隨つて國の治ることは望むことは出来ないといふやうに仰せられて居る。嫉妬猜忌が公務並びに共同事業の妨を爲すことは甚だしいものであるから、各自に深く反省して之を除き、心から人と和するの精神を以て公務に當らねばならぬ。

第十五條には、私に背いて公に向ふは臣の道なりと宣うて、凡そ私情に囚れるときは恨が生ずるものであり、恨が生ずれば協同が出来なくなつて、則ち私情を以て公事を害することになる。第一條に上下和諧せよと云つたのもこれと同じ意味であると仰せられて居る。

第十六條には、民を使ふに時を考へてするのは古の良典であると宣うて、民を使役するには閑暇の時を以てすべく、特に農業に就いては耕耘蠶桑の餘暇を以てすべきであると仰せられるのである。

第十七條には、大切な事は獨斷できめてはならぬ。必ず衆と共に審議して行へと宣うて、小事は兎も角、大事に誤があつてはならぬから、よく審議研究して道理の正しい所に違はぬやうにせよと仰せられたので、獨斷・獨善を戒めて公論に據るべきことを教へ給うたのである。

三、佛教の經論

佛教に於ける釋尊の説きたまうた經典は、甚だ浩漭であるけれども、併し、其の中に、政治の事を述べられたものにして、私の見聞に觸れたものは、前に述ぶるが如くである。さて此等の私が見聞した所のものは、共に大乘佛教に屬するのであつて、此の著述中、輒もすれば小乘佛教の

所説を否認することあるのは、豫め讀者の了解せんことを望むのである。

佛教の論典はまた甚だ浩漭である。その印度に於けるもの、支那に於けるもの、また我が日本に於けるものは、合併すれば經典と匹敵するの數に上つてをるのである。

釋尊の印度に出現したまうたのは、我が綏靖天皇の御宇で、其の佛教が我が繼體天皇の御宇に支那へ傳り、我が欽明天皇の御宇に日本へ來つたのである。斯く佛教が傳來した當時の支那は如何であつたらうか。また日本は何んなものであつたらうか。

當時支那は文化既に大に進み、晉に農工技藝の整備したのみに止らず、儒教は盛んに行はれ、道教もまた夙に形式を備へてをつたのである。されば佛教の入り來るや、此等と調和して其の衝突を避くるの必要が感ぜられたのである。新に入り込んで來た佛教が、之を望むのは固より論のないことであるけれども、當時の政府もまた之がために内訌の起らんことを懼れ、殊に自ら佛教を信仰した政府に於ては、特に之を望んだのである。これ支那に其の調和の爲に論典の多く撰述せられたる所以であつて、其の或ものは佛教の側より出で、其の或ものは儒教の側より顯れ、彼

の道教に至つては、自ら進んで佛教の教義を借りて、其の内容を改め、以て佛教に接近せんことを力めたのである。

然れども、佛教は君民調和の政治であつて、支那の歴代が専制政體であつたのと、大に其の根本を異にするのである。故を以て、支那撰述の論典には特に政治を論じたものは甚だ少く、其の偶々政治の問題を載せた支那假作の經典で、特に其の名を知られたところの四十二章經の如きは、儒教は仁義を以て、佛教は慈悲を以て、孰れも治國の要諦としてをる。仁義・慈悲その軌一なりと云つて、巧みに兩教を調和せんと力めたのみであつて、終に政治の根本に立ち入らないのである。

しかのみならず、佛教では、國家の君主に上る權威のあるものは、必ずや世襲の王家より出でて、祖先の恩徳が永く衆生に及んだものでなくてはならぬと云ふのであつて、王法政論經、これは釋尊が優填國王のために説きたまうた所のものである。此の經の中に、云何か王の功德と爲す、大王よ、王の功德は略して十種ありと宣うて、即ち一は種姓尊貴ならざるべからずと述べて

をられるのである。かくの如きは、革命相踵ぎ、輒もすれば門地低く素姓賤しくして、而も帝王の位に就いたもの少からぬ支那において、容易に發表するを許さぬのである。

左れはこそ、王法政論經、これは前の王法政論經と同本異譯であつて、始めから終りまで文章が殆ど同一になつてをるにも拘らず、云何か王の功德と爲す、大王よ、王の功德は略して九種ありと記して、その種姓尊貴の一種を全く削除してをるのである。私は支那において、佛教の上より見た政治が明らかに記述せられてをらぬのを、實に其の國體の然らしめる所であつたと思ふのである。

之に反して、當時我が國にはただ神道の存したのみの處へ、忽ち儒道が來り、技藝が來り、之に前後して、佛教もまた來つたので、國民の思想が如何に動搖したかは、之を想像するに餘りあるのである。

然るにも拘らず、これ等の外來の文物・宗教をして、我が神道と調和せしめるのみに止らず、其の外來の文物・宗教をもまた互に調和せしめ、其の長を取り短を捨てて、總べて之を我が國の

文物とし、我が國の宗教としたのは、これ果して何の故であつたらうか。私は曩に「南無觀音」を著して、其の所以を述べたことがあるので、之を省くけれども、要するに、當時の皇室を始め奉り、一般に國民が外來の文物を包容するの氣力に富みて、自ら一の大御國振を形づくつた爲に外ならぬのである。併し、此の大御國振を代表した我が國唯一の佛教經典とも云ふべき十七憲法に、其の功績を譲らねばならぬのである。

畏けれども、聖德太子は惟ひたまはく、儒教も、佛教も、共に仁義・慈悲を以て主とし、道徳涵養に力め、就中、佛教の佛と云ふも、神道の神と云ふも、均しく是れ國家民生に功勞ありしものなりとしたまひて、之を以て國體の基礎を高め、國民の思想を養ひ、かつ併せて神佛合せ祭の信仰を開きたまうたのが、實に十七憲法であつて、國民をして、皇室を中心とし、祖先を崇拜し、家族を本位とせしめたまひ、政治をして、人格を本位とし、慈悲を主義とし、君民調和を唯一の要諦たらしめたまうたのであつた。

此の十七憲法が如何に永く我が國上下の遵奉する所であつたかに就いては、私は茲に説明を省くけれども、畏くも明治大帝の世に出でたまうや、終に我が國に立憲政體の實行せらるることとなつて、社會上にも、政治上にも、世界に冠絶した國體を作らしめたまうたのに、與つて大に力があつたのである。

我が國現在の政體は、假令、歐米に其の模範を採つたにもせよ、その淵源する所は遠く聖德太子の昔に在るのであつて、今の政に關係するものは、茲に考慮するを要するのである。若しそれ參政の權利を濫用し、公私の重責を忘却し、交々私利私得を是れ謀るもの如きは、實に殃禍の其の身に及ぶのみならず、實に聖德太子に對し奉りて罪人たるを免れぬのである。

四、大薩遮尼乾子所說經の大意

佛教の經論の中では、大薩遮尼乾子所說經が最も秩序ありかつ實際に近いので、私は之を選んで、佛教の上より見た政治の説明を試みることにし、茲に先づ其の構成を述ぶるであらう。

大薩遮尼乾子所説經は、釋尊の法華時に於ける所の經典で、「薩遮」は人の名、「尼乾」は波羅門一派の宗旨で佛教の呼んで外道と稱するものである。薩遮は其の當時の有力者であつたので、特に之に「大」の敬稱を冠らせ、其の子が此の經に顯れてをるので、「大薩遮尼乾子」を經の名としたのである。此の所説經は元魏の菩提留支の翻譯したもので、別に宋の求那跋陀の翻譯したものに「菩薩行方便境界神通變化經」と云ふ同本異譯がある。先づ茲に構成に就いて云へば、

(第一) 此の所説經の説かれたのは、當時印度で一方の覇權を掌握してをつた國王嚴熾の戸城なる鬱闍延城であつて、釋尊は幾多の弟子と共に行脚して、姑く國王の國內に留錫せられ、茲に説教の筈を開かれたのである。此の所説經の初めにある序品・問疑品・一乘品は、釋尊の説教の事を載せたのである。

(第二) 時に大薩遮尼乾子もまた幾多の弟子と行脚して城下へ近づいたので、國王嚴熾は之を其の途中に迎へ、茲に幾多の問答を重ねたのである。諸嚴熾王品、王論品は其の問答の事を載せたのである。

(第三) 國王は共に伴つて宮中に歸り、之を饗應した其の卓上に、當時の世の中で、政治または宗教を以つて其の名を知られた人人に就いての批評が行はれ、また盛んに釋尊を讚美したのである。請食品・問罪過品・無過功德品は其の批評と讚美とを載せたのである。

(第四) 國王は尼乾子と共に園内に赴き、釋尊に謁した。文珠師利・舍利弗・目犍連を初めとして大衆は未だ散じなかつたので、茲に釋尊・國王・尼乾子の大一座となり、釋尊は尼乾子が外道なれども、其の説く所、實に克く我が正義の公道に合するものありとせられ、之に他年成佛の記を授けたまうたのである。諸如來品・説法品・授記品・信功德品は其の次第を載せたのである。斯く大薩遮尼乾子所説經は四たび其の場面を變じ、品を重ねること總べて十二に至つて終を告げてをるのであるが、私の特に記述せんとするのは、此の中で諸嚴熾王品・王論品第一篇第二篇第三篇・問罪過品の三品に限るのである。

私の初め、此の尼乾子の所説經を本として、佛教の上より見た政治を説くや、尼乾子は即ち是れ外道なり、佛教の上より見たと稱するも、實は外道の上より見たものにあらずやと云ひ、殊に

或宗派の機關新聞に於ては、故らに一篇の文を載せて、之を批難したものがあつた。此等は釋尊の方便の何の程度に至つてをるか、失禮ながら承知せぬが爲に然るのであるけれども、茲にその説法品の一節を述べて、敢てその疑惑を解くこととするであらう。

爾の時に、慧命大目犍連は佛に白して言さく「此の尼乾子は、斯く外道の相を現しながら、なほ克く衆生を教化し、之をして阿耨多羅三藐三菩提心を發せしめたであらうかと、釋尊は、當に尼乾子のみに止らず、多くの者の必ずしも佛者の相を用ひずして、衆生をして菩提の道に入らしめたことを舉げて示したまひ、更に目犍連に告げて宣はく、帝釋身を見て化を受るものには、即ち帝釋身を現して、衆生を教化し、梵王身を見て化を受くるものには、即ち梵王身を現して、衆生を教化し、轉輪王身・四天王身・緊那羅身・阿修羅身・迦樓羅身・摩睺羅迦身・人身・女身・童男童女身・地天身・同生天身・聖人身・摩那婆身・比丘比丘尼身・優婆塞優婆夷身も亦また然らざるはなし。斯く種々無量の身相を現して、種々無量の衆生を教化するのは、要するに諸佛の方便に外ならぬ」と。

私は惟ふに、釋尊が、維摩なる俗人をして大乘佛敎の蘊奥を明らかにせしめたまひ、尼乾なる外道をして大乘政治の實際を示さしめたまうたのであつて、維摩詰、または此の所説經を以て誰か佛敎にあらずと云ふを得べき。而も、爲に國王嚴熾が外道の信仰より轉じて熱烈なる佛敎の信仰に入つたのを考ふるときは、誰か釋尊の洪大なる思召を讚美せざるものあるべき。後世の僧侶が、宗を立て派を設けて、爲に徒に他を排斥するを事とするが如きは、實に大に慚愧すべきであるのである。

國政に任ずるものは先づ自己を修むべし

大薩遮尼乾子所説經の詣嚴熾王品は、主として國政に任ずるものに、先づ自己を修めねばならぬ所以を説いたものであつて、其の概要は左の如くである。

國王嚴熾は、大薩遮尼乾子が多くの弟子を率ゐて行脚し、漸く王城に近づくと聞くや、豫て尊

國政に任ずるものは先づ自己を修むべし

重の念を有してをつた所から、自らもまた多くの臣従と共に之を迎へたのである。途中に相逢ふて互に寒暄を叙し挨拶を終るや、尼乾子は、「大王よ、大王は現に國の主として自在に教令を施したまふに、民の敢て違ふものなきは實に名譽の事に似たれども、大王よ、其の教令が果して悉く國の必要に應じたもので、其の發達を妨げてをらぬであらうか。果して悉く民の希望に適して其の満足を害してをらぬであらうか。大王はまた民の品行を明らかに察しをらるゝや否や。其の善事を行ふものは、之に勸めて更に善事を行はしめ、其の惡事を犯すものは、之を禁じて更に惡業を犯さしめず、斯くすれば衆生の悉くは率ゐて惡を捨て善に赴き、世間の總べては均しく安穩に歸するものと思つてをらるるか。假令、然りとすも、是れ要するに、大王が國の主として當然の所爲と云ふべきのみである。大王よ、若し眞に民の悉くが然るを欲し給はゞ、自ら身を以て先んぜねばならぬ。即ち先づ自己を修めらるゝのが國政に任ずるものの第一緊急事である」と云ひ、更に十惡を説き、十善を説いて、國王たるものは放逸であつてはならぬ。慈悲でなくてはならぬことを詳細に叙べたのである。

尼乾子は更に曰く、「大王よ、試みに思へ。諸法は有爲無常であつて、遂に能く永く保たぬのである。王位でも衆生でも均しくこれ水の泡・物の音である。朝にして夕を俟たぬ。然るに、己を獨り他に異なつたものゝ如く考へ、自ら我が身を省みることなく、其の地位の安泰なるを信じて、放逸に流れ慈悲を忘れたならば、罪報は影の形を逐ふが如く襲ひ來つて、我が信ずる所を覆へされ、實に悲惨の末路に逢ふは必定である」と、先づ一大警告を與へたのである。

私は惟ふに、嘗に國王のみに止らず、苟も政に關係を有するものは、みな此の心得を持つべきである。試みに現下の我が國に就いて云はんか、選舉權者に此の心得あらば、何ぞ違反事件を生ずべき。官公吏員に此の心得あらば、何ぞ不正問題の起るべき。若しそれ、恐れ多くも朝廷の恩徳を漬し奉り、綱紀の威信を墜すものの、閣臣・官僚の間に亦之あるに至つて、私は、此輩の多くが自ら何の心得をも持つてをらぬのを、實に痛惜に耐へぬのである。

また惟ふに、嘗に政に關係を有するものの中に止らず、一般の人民も亦この心得を持つべきである。釋尊は、衆生にして若し十善業道に入るの志なからんか、風俗は淫佚・怠慢に陥り、

國政に任ずるものは先づ自己を修むべし

生活は虚飾・驕奢に馳せ、聽て家庭の紊亂となり、子孫の愚痴となり、延いて天災・地變の頻に襲ふのを免れぬであらうと宣うてをるのである。

國を治むるは衆生の自業果報と 國主の王力とのあるのみ

大薩遮尼乾子所説經の王論品第一篇は、主として國を治むる二力に就いて説いたのである。國王嚴熾は、是に至つて言辭を改め、かつ辭を卑うして曰く、「大師よ、豫て聰明轉達の人を得て師事し、常に政治の事に關して、其の意見を聞かんと期したけれども、未だ其の人を得なかつたのに、斯く大師の來臨を辱うするを得たのは、惟ふに吾に我れ一人の幸福のみに止らぬのである。大師よ、願くは教誨するに吝なるなかれ」と。其のとき、尼乾子の首肯するを見て、國王は更に曰く、「大師よ、此の衆生を護持し、此の世間を護持して、國を治むるには何をか恃むべき」と。之に答へて曰く、「大王よ、衆生を護持し、世間を護持するものは、一を衆生の自業果報とし、二を國主の王力とする。要するに國を治むるには、唯この二力を恃むのみである。さて其の自業果報とは何かといふに、世界の始めに於ては、衆生は自ら勤勞に従事するを辭せず、又その所得を施するにも吝ならず。人を欺くとか物を盜むとか云ふことを知らなかつた。加ふるに天然の供給は豊かにして、不時の災害も今より少く、互に安穩を喜んでをつたのである。是れ衆生の自業果報が自ら致す所である。即ち劫初の第一時は國主が有つてもまた無くつても、國は此の自業果報のみを以て治つたのである。

されど、斯かる衆生の自業果報は漸くにして衰へた。併し、衆生の間には、なほ善事を營み、惡業を避け、また戒律を守るもの多く、布施を志すもの少からず、逆も末法の今日に於ける衆生の如く荒廢してをらなかつた爲に、劫初の第二時も衆生の自業果報のみで克く平穩なるを得たのである。

次に、國主の王力とは何ぞと云ふに、國主たるもの、此の衆生・世間を護持するのが即ちそれ

國を治むるは衆生の自業果報と國主の王力とのあるのみ

である。大王よ、茲に「王力」と云ふ其の「王」の意味を會得して居らるか。此の「王」と云ふのは、第一に、民を視ること赤子の如くであることを意味し、第二に、我を忘るることを意味し、第三に、衆生に對して彼是の差別なく保護を興ふることを意味するのである。斯く我れは衆生の父母なりと自費するときに、悪人をも憐み、怨家をも救ふことに成るのである。我れは何の己を益するものなきを自覺するときに、克く身を國政に委ぬることが出来るのである。我れは衆生を護持し世間を護持するのであることを自覺するときに、富貴をも憚らず、權勢をも恐れぬのである。

大王よ、かくの如きの王力が、若し國主に備つたならば、國は自ら治るのである。就いては先づ茲に、轉輪王の事を述ぶるであらう。轉輪王は劫初に於て世に出でたもので、此の轉輪王は七種の大寶・七種の軟寶を具足し、稱して「遍行大地無敵對者」と云はれた國主であつたのである。衆生の業力の未だ全く荒廢せぬのに、此の國主が顯れ、完全に王力を備へてをつたつたのであるから、劫初の國も民も幸福であつたことを顧みて、之を讚美せざるを得ぬ次第である。

此の轉輪王にはまた少分王・次少分王・邊地王があつて轉輪王の命を奉じ、或は左右に侍し、或は地方に使い、共に皆自己を忘れて、何の過失もなく、決して衆生より指摘せらるるに至らなかつたのである。

大王よ、末法の今日、現に數多き國主に對して、此の轉輪王の如くなれと云ふのは、恐らくは驚馬に荷はすに、さながら萬鈞の量を以てするが如くであるやも知れぬけれども、眞に國主たり、又その重責に任ずるものは、茲に其の目標を立てて孜孜として進むを期すべきである。

大王よ、衆生の自業果報と、國主の王力と、此の兩者が國を治むるのであることを認められたならば、國主として王力を進めらるるは言ふまでもなきことながら、また自業果報を勤めて之が向上を期するものも、國主の力むべき所である事を會得したまはねばならぬ」と。

私は茲に、尼乾子が轉輪王の事を説いてをるのを、畏けれども實に我が皇室の祖先の事ではなからうかと思ふのである。

支那にも、印度にも、將その他の國々にも、此の轉輪王が現れたのであらうけれども、現に視

國を治むるは衆生の自業果報と國主の王力とのあるのみ

られぬのみか、其の子孫さへ残つてをらぬ。然るに、獨り我が國に至つては、皇統連綿として今日に逮んでをるのである。三種の神器は以て七種の大寶に比すべく、君を宗室とし、民を其の族親とするのは、實に七種の軟寶にも勝るのである。これ或は、國狹く、民少きにも拘らず、現に我が國が、世界の強國として、覇を亞細亞に稱する所以と云ふを得べく、由來、我が國が天佑に富むのも、亦その原因は茲に在るのである。我々が此の皇室を戴きて、今や即ち君民調和の政治を實現するに至つたのに拘らず、政界に如何はしき事の相踵いで起るのは、果して誰の罪であらうか。

さて、尼乾子は未だ明らかに君民調和の政治を述べてをらぬけれども、釋尊は曾て印度の國國が、互に境域を接して、頻に争鬪を事としたのを調停したまひて、一の合議政治を設けしめたまうたとき、婦人の地位を高めよ。婦人の地位を高むれば、爲に家庭は圓滿なるべし。大事を公衆に諮れよ。大事を公衆に諮れば、爲に政治は公平なるべしと宣うてをるのである。

十七憲法には、聖徳太子が、神代の昔に於て、神謀りに謀りたまひし故事に則りたまうたことが見られ得るけれども、佛敎の上より見た政治を、その儘に憲法の上に顯したまうたものと、恐れながら推察し奉るのである。

彼の支那に於て、儒道の政を説くや、政は正なり、人の正しからぬを正すなりと云つて、政を爲すものの自ら其の心得を正しくすべきを專として居るのは、頗る佛敎と類似するが如くなれども、政は依らしむべく知らしむべからずと云ひ、後世に迫んで、政治に與るものを利用する所となりて、黔首を愚にするを以て政治の要道とするに至つたのを考ふるとき、聖徳太子が其の十七憲法に於て、多く儒敎の説く所を採用したまひながら、全く此の一事を除外したまうた其の卓識高見に敬服し奉らざるを得ぬのである。

行法行王の不放逸心と十種功德

また王論品第二篇に於ては、衆生の心の大に荒廢した次第と、行法行王の不放逸心と其の十種

功德との事を説いてをるのであつて、尼乾子は衆生の自業果報と國主の王力とを説き畢るや、仰いで歎息し且曰く、「大王よ、果報は殆ど其の力を失ひ、轉輪王は已に去つた。末法の今日では、何を以てか國を治むべき」とて、先づ衆生の心の大に荒廢した次第を述べて、即ち曰く、「大王よ、末法今日の衆生は、非法貪心とて十惡道を行ふを却つて樂み、家に良夫・良妻あれども、却つて他の男女に狎れ、自ら食肉啜血に事を缺かざるに、なほ漁獵に耽り、掠奪・詐取して苟も免るるとき、却つて得意の色があるのである。顛倒貪心とて足つても足つても猶足らず、徒に所得を積んで、固より死する時に持つて往かれぬのみか、家には豚羊の如き子女あるのみなるに、他に布施することを敢てせぬのである。

衆生はまた、邪法羅網の所纏心とて、外道の意見を喜び非道の所行を嗜み、能く考ふれば、自身に利なく、自國に益なく、更に能く積ふれば、眞に實現するを得ざる所の架空の怪事を以て得意として居るのである。斯くして衆生の自業果報は終に其の力を失うたのである」と。

私は茲に到つて、覺えず尼乾子が我が國に於ける現狀を述べて居るが如き感を起したのであ

る。殊に海外にて世界大戰以後に發生した種々の思想、就中、其の危険なるものをも、得意がつて唱道する者のあるのを見ては、尼乾子が我が國の現在に對して豫言したのではなからうかと思なき能はぬのである。

尼乾子は、更に是に於いてか、「大王よ、我れ敢て辯を好むのでなければ、茲に王論を説いて、行法行王の須く不放逸心なるべきことを云はねばならぬ」とて、其の言論を進めてをる。此の「行法行王」を反讀すれば「法行を行ふ王」と云ふことになる。即ち此の行法行王は、其の眞に國主たると將その命令を奉ずる者たるとを問はぬのであつて、これを我が國に擬して考ふれば、昔日の關白・將軍または今日の總理大臣乃至各省大臣は、總べて此の行法行王に相當するのである。

國王嚴熾は、「さらば大師よ、其の行法行王の不放逸心に就いて教ふる所あれ」と云ひしに、尼乾子は之に答へて曰く、「此の末法の今日に於ては、所治法者たる民は、放逸心である。無慈心である。故に能治法者たる行法行王が、不放逸心でなくてはならぬ。大慈悲心でなくてはなら

ぬ。即ち行法行王は、先づ其の言行を慎み、其の地位の重きを自覺し、假初にも非法・非禮の舉動を敢てしてはならぬ。私の爲に一物をも得てはならぬ。一利をも營んではならぬ。若し國の爲に民より取るにも、其の時を考へ、其の用を慮り、殊に貧窮のものに迫つて取つてはならぬ。萬一の災難の襲ひ來ることあらば、ただ身を以て其の危険に殉じ、かつ一切の措施は、ただ慈悲を專とせねばならぬ。

しかのみならず、行法行王は公平で、私執に依怙し、黨與に偏私し、萬一にも、利益のため、情實のため、公道を枉ぐるが如きことがあつてはならぬ。また衆生を見ること同等にして、其の眼中には貴賤の別なく賢愚の隔なく、男女に對して其の性の異同を問ふことなく、總べて其の本分を守り、其の職責に任ずるに當つて、各自に自在に行動することを得せしめ、萬一にも之を妨げてはならぬ。

斯くして行法行王は、初めて克く衆生を護持し世間を護持し得るのである。之を行法行王の不放逸心と云ふのである」と。

これまた、尼乾子が我が國政界の現狀に對して、其の缺點を擧げ、其の弊害を指し、以て注意を與へてをるが如き思なき能はぬのである。私は切に望む。願くは政に關係するものの須く自ら省察せんことを。

私はまた、尼乾子が、衆生を見ること同等にして、其の眼中に貴賤の別なく、賢愚の隔なく、男女に對して其の性の異同を問ふことなくと述べてをるのを、如何にも克く釋尊の思召を言ひ顯したものである。釋尊は其の一生の間に於て、頻に印度固有の四姓を打破するに力められたのであつて、若し世界の歴史に於て、國民平等・男女同等を夙に唱道したものを數ふるときは、私は確に、釋尊が其の一人たることを疑はぬのである。

是に於てか、國王が、更に「行法行王が、若し克く其の法行を全ふしたとき、如何なる功德を成就するであらうか」と問うたのに答へて、尼乾子は「大王よ、其の時は行法行王は十種の功德を成就するを得るのである。即ち、一は人々に尊まれ、身に疾病なきを得る。之を自性成就と云ひ、二は臣下一致して共に王事を助け、謹慎してまた王法を犯さぬ。之を眷屬に禮ありと云

ひ、三は能く國の事情に通じ、能く民の便宜を察するの故を以て、其の教令は必ずや民の希望に
適し、國の必要に應じ得られる。之を智慧成就と云ひ、四は國庫充實する。之を常勤精進と云
ひ、五は常に善事を勧め、かつ悪しき衆生を化し得られる。之を教令の尊重と云ひ、六は自他の
欲求する所を知り得て、衆生をも世間をも共に満足するに至らしめる。之を猛利と云ひ、七は親
近は王に親み、衆生は王を信する。之を恩厚と云ひ、八は衆生の所行を知り、資力を解し、民を
使つて民怨むことなく、物を取つて民苦まぬ。之を善く世間の所行を解すると云ひ、九は苦惱を
忍び苦惱を忘るゝ。之を忍耐と云ひ、十は即ち進んで勝道に入り、眞理を信じ、かつ知識を友と
して輔導を受くる。之を不取顛倒と云ふのである。

これが即ち、行法行王の成就する十種の功德であつて、若し、自ら省みて缺くる所あらば、其
の然る所以を察し、行法行王たるものは、自罪自治に努めねばならぬ。斯くして初めて、其の不
放逸心を全うするを得るのである」と。

私は尼乾子が國王に對して自罪自治を説いたのを、政を爲すものの自求菩提の特に大切なる

ことを示したものととして、茲に説明して見たいのである。

佛教を信仰するものは、誰も彼も、懺悔が其の當然の行事たることを忘れてはならぬのである
けれども、尼乾子は之を以て足れりとせぬのであつて、政を爲すものは常に自ら省察して、萬
一にも、十種の功德の一乃至それ以上に缺くる所があつたなら、其の缺くる所以のものが、果し
て不可抗力に依つたのか、君側屬僚の爲であつたのか、これ等を明らかに察して、以て其の處分
を爲し、事もし自己の過失に歸することあらば、即ち自ら處決して、其の公明正大なることを普
く衆生に示せと云ふのである。

治罪は悔悟せしむるに在り

また王論品第二篇に於て、治罪に就いて説いて居るのである。即ち國王は問ふて曰く、「斯く
行法行王が不放逸心であるのに、なほかつ衆生の悪行を敢てするものあらば、當に如何に其の治

治罪は悔悟せしむるに在り

罪を爲すべきか」と。尼乾子は之に答へて曰く、「大王よ、若し衆生の悪行を敢てするものあらば、先づ其の罪を質すに實を以てし、また時を以てし、克く義に遵つて強ゆることなく、また言辭を軟にして、其の自在に自白するを俟つべきである。其の間に行法行王は常に慈悲を専とし、萬一にも瞋恚に駆られてはならぬ。斯くして後に、苛責したり、打搏したり、囚禁したり、また逐放したりするのは止むを得ぬことである。

大王よ、此の苛責・打搏・囚禁・逐放は共に總べて慈悲より出づべきもので、譬へば父母の其の不良の子女に於けるが如く、之を折檻するのは、ただ悔悟を促す爲である。行法行王にも亦この慈心がなくてはならぬのである」と。尼乾子は斯く説いて後、更に悪行の種類を大別して擧げてをる。即ち、一を國主に對して利益なきの衆生と云ひ、之を更に、自ら反逆するもの、他をして反逆せしむるもの、王を毒殺せんと欲するもの、王の財産を奪ふもの、王の所作を妨ぐるもの、王の宮女を侵すもの、王の命令に違ふもの、王の秘密を發くもの、國土を規伺するもの、王を罵るもの、王を傷つくるもの十一種の悪行に細別し、二を世間に對して利益なきの衆生と云

ひ、之を更に、殺傷するもの、劫奪するもの、妻女を侵すもの、虚妄を以て他を誣ひるもの、虚妄を以て他を誑すもの、他の親友を壞るもの、悪口して他を罵るもの、度量衡を偽りて他に損失を被らすもの、相互に譏訾するもの、放火するもの十種の悪行に細別し、三を起逆の衆生と云ひ、之を王に對して利益なき衆生の主なるものなりとし、四を邪行の衆生と云ひ、戒律を無視して悪行を常習とするものなりとし、五を邪命の衆生と云ひ、種々の邪惡なる教義を以て衆生を惑はし、或は宗教の教師にして其の教義にあらざる宣傳をなすものとし、なほ進んで、此等種々の悪行の治罪を上中下品の三に分ち、治罪の輕重は即ち悪行の大小に應じ、常に妥當を缺いてはならぬことを詳細に説き、さて其の末に、尼乾子は、「但し如何に大逆の所行ありとも、殺戮と、諸根の割截と、これ等の斷罪は決して實行してはならぬ」と云つて居るのである。

國王は是に於てか問ふて曰く、「治罪に所謂死罪を敢て行はぬのは何の故か」と。大薩遮尼乾子は之に答へて、「元來治罪は國の政に任ずるもの固より欲する所でないけれども、已むを得ぬ事情の爲に、其の當人の悔悟を促すに外ならぬものである。故に、如何なる悪行あるにも

せよ、其の悔悟の實の見ゆるとき、之を許すべきは言ふまでもないことで、父母は其の不良の子女が眞に悔悟したとき、之を喜ぶのは、最初より良好なりし子女に勝るとも劣る所はないのである」と云つてをるのである。

尼乾子は更に曰く、「死罪を行つて之を殺戮したとき、其の衆生の悔悟が望まれ得るであらうか。或は鼻を削ぎ、或は目を抉り、總べて諸根を割截したとき、其の衆生は概して此の世の希望を抛つのが其の常である。故に、諸根の割截は自ら治罪の目的に反するのである。且たとへ斯くして、なほ悔悟するものあるにもせよ、此の衆生は諸根不具にして此の世を終るの不幸は免れないのである。

大王よ、行法行王は、衆生の護持を其の主眼とする筈ではないか。然るに、其の衆生を殺したり、又は之を不具に陥れるのは、決して満足した護持とは云はれぬのである」と。尼乾子は、頻に慈悲を説き、悔悟を説き、以て治罪の必ずや悉く安當を得るの必要ある所以を述べてをるのである。

尼乾子の説く所は斯くの如くであるけれども、釋尊の自ら説きたまふ所には、更に一步を進めてをらるるものがあるのである。

釋尊は曾て、或國の國王が、其の父の追悼の爲に、盛大なる祭典を行はんとしたのを戒めて、「止めよ、盛大なる祭典を行はんは、一般衆生に經濟上の安定を與ふるに如かじ」と仰せられてをるのである。釋尊は之に説明を加へて宣はく、「人民の悪行を罰する爲に、罰金とか放逐とか投獄とかを課するのは、其の悪行を止めさす趣意であるけれ共、更に之に勝るのは、農業・牧畜に従ふ者には種子と食物とを與へ、商業に従ふ者には資本を給し、斯くして人々が生活の安定を得て、業務に熱心となれば、國の亂れざるは勿論、人民の悪行を未然に防ぎ得られる」と。之に依つて見るも、佛教が人民の悪行を、或は社會の組織の然らしむる所とし、又は政治の措施の至らざるが爲として、力めて寛大に取扱ひ、且その悪行を防止するに努めてをることが知らるるのである。

佛教では、また政治の上より見た衆生の治罪と、業道の上より見た衆生の業報とは、必ずしも

一致するに至らぬと云ふのであつて、業道の上よりは實に具足罪に當れども、政治の上よりの治罪を免るるものあり、却つて不具足罪にして治罪を受くるものありと云ふのである。

試みに一例を云はんか、富める者の、其の財寶あるに任せて奢侈をこれ事とし、殊に虚飾にして毫も世間を憚らぬが如きは、政治の罪する所でないけれども、之を具足罪として、假令懺悔するとも、其の業報のその身に及ぶを免かれないのである。

また智ある者の、其の智識あるに任せて詐偽をこれ事とし、巧みに法網を遁れて却つて得意とするものの如きも、また然るのである。

之に反して、慈母が其の子女の飢渴を憐んで、爲に他の糧食を盗んだり、孝子が其の父母の危急を救ふて、爲に他の生命を傷つたりするのは、政治の罪する所なれども、これを不具足罪とし、僅に懺悔すれば、即ち業報を免るるのである。

國主・官吏の悪行と治罪

同じく王論品の第二篇に於て、尼乾子は、國主・官吏の悪行に就いて説いて居るのである。

國王嚴熾の問ふて曰く、「大師よ、行法行王に罪過あらば、當に之を如何にすべきか」と問ひしに、尼乾子は之に答へて曰く、「行法行王は、第一に常に自罪自治を忘れてはならぬ。第二に有識者・年長者の意見を聞き、また世評に耳を傾くべきである。若し其の自力に依ると、はた他力に依るとを問はず、苟も自ら罪過を自覺するに至つたならば、直ちに處決すべきであつて、或は辯疏の爲に言辭を弄んだり、或は我が一身の後圖を謀つたりするのは、其の罪過を重ねるものと云ふを得べく、其の未來の惡果は期して待たるのである」と。

國王は更に曰く、「さらば臣佐・宰官・禁司が、自己の爲に國計を損じたり、私念の爲に公益を害したり、貨財を受けて治道を枉げたりしたのは、之を如何に治罪すべきであらうか」と。尼

乾子は是に於て、「此の治罪は實に上品の最も重きものである」と云ひ、かつ曰く、「大王よ、父母を輕んじて妻子を重んじ、妻子と共に奢侈を事とし、父母の之に與るを許さぬのは、固より上品の治罪に當るが、官吏の悪行は更に重いのである。」

大王よ、妻子を粗末にするのは中品の治罪である。併し、或は己のみ贅澤を盡したり、又は他に婦女を蓄へたりするものは、其の治罪が更に重くなるのであるけれども、得て官吏の悪行には比すべくもないのである。

大王よ、佛・法・僧に對するの悪行は治罪が甚だ重く、殿堂を毀つたり、僧侶を殺したり、または經典を焼いたりするのは、之を根本罪と云ふのである。官吏の悪行は當に之に比すべきである。元來、國としては宗教なきを得ぬもので、之を保護せぬときは國は大亂に陥るのである。これと同じく、官吏はまた世間の風習・衆生の思想の先達とも云ふべきものであるから、それが若し官紀を紊亂するに至らば、一切の衆生は、爲に其の心の荒廢するを免れないのである。

大王よ、國主は先づ自己を修めねばならぬ。それと同時にまた左右側近をも修めて、政堂の上

苟も塵芥を滌らしてはならぬ」と。是に於て國王は重ねて、「大師よ、されば、行法行王は衆生が納むべき租賦を納めぬのを如何に見るべきであらうか」と問うた處、尼乾子は答へて曰く、「之を單に王物を盜むものとは云はぬ。それ以上の重罪である。蓋し國主が租賦を取るの依つて以て衆生世間を護持するが爲に外ならぬからである。されども大王よ、貧窮のものの租賦は強ひて取つてはならぬのである。試みに一例を云はんに、某甲が僧侶を招いで淨食を供するの約束をした。僧侶は約束の時刻に其の某甲の家に到つたのに、其の家が火焰炎々として燃えて居つたとしたなら、僧侶は強ひて淨食を望まぬのみか、却つて之が爲に幸福を祈るであらう。國主の貧窮の者に對する亦然るべきである」と。

私は、尼乾子が茲に、官吏はまた世間の風習・衆生の思想の先達とも云ふべきものであるからと述べてをるに就いて、聊か數言を補足して置きたいのである。佛敎は、苟も人格あるものは他の模範となれと云ふのであつて、特に宗教家の如く政治家の如きは、必ずや然らざるを得ぬと云つてをるのである。金光明經には、就中この模範の事を述べて、政を爲すものが率先し、身を

以て勤勉し、身を以て節約し、常に身を以て誠實の標準たるを期するとき、衆生は自ら之に靡くことを詳細に説いてをるのであつて、政を爲すものは、其の間居・宴席に於ける一言一行をも、また大に謹慎せねばならぬのである。

戦争と慈悲

大薩遮尼乾子所説經の王論品第三篇は、主として戦時の事を説いたのである。其の中に國王の曰く、「内政の事に關しては、ほゞ教訓を辱うした。さて外交に於ても、また慈悲を以て終始すべき事を想像するに難からぬ。併し、敢て問ふ。外國より攻め來り、將に戦争に至らんとするときは、之を如何にすべきか」と。是に於て、尼乾子は、「戦争は最も考慮を要する事で、敵の兵力を察し、財力を視て、我れ之と戦はば其の勝敗如何になるかを前知せねばならぬ。また我が民情を顧み、國狀を察し、今にして外國と戦ふのは、我れに何の利害あるかを前知せねばならぬ」と説き、更に曰く、「隣國より戦を挑むに逢はば、初入時に先づ三思惟せよ。大王よ、何をか初入時の三思惟と云ふ。或は知識あり力量ある人を介し、又は自ら進んで、戦争なるものは勝つても負けても、必ずや人を損し人を害することを説破し、敵と調停を謀るのが一である。相當の讓歩は、たとへ味方の勝つべきを信ずるにもせよ、敢て辭せぬのが二である。軍兵を練り、國帑を蓄へ、特に衆生の意思を收めて舉國一致の實を示し、隣邦をして容易に犯し難きを覺らしむるのが三である。斯く三思惟して力めて戦争を避くる事は、要するに慈悲の發動である」と。

私は之に就いて、偶ま印度論典の中にあつた記事を思ひ出さざるを得るのである。釋尊の涅槃に入りたまうて間もなきことであつた。印度の二大強國が互に戦つたのである。其のとき、一方の王が佛教の僧侶を招いて、「願くは此の戦争に就いて教訓する所あれ」と云ひしに、僧侶は、「それ處ではない。拙僧には重大の事件があつて、これから地方に赴かねばならぬ」と答へたのである。王は「何事か」と問ふたのに、其の僧侶の曰く、「佛法には漏水の律がある。水中に多くの目に見えぬ蟲が居る。之を其の儘に飲めば、自ら殺生罪に當るので、釋尊は水を漏過し

て飲めよと命じて置かれたのである。然るに近ごろの僧侶は、動もすれば之に背くので、拙僧は今、地方に往き、其の漏水の施設を急がねばならぬ。實に一刻をも後うし得ぬ次第である」として、終に去つたのである。王は之を聞いて、忽ち悟る處あり、直ちに往いて敵國の王を見たのである。其の語る所の漏水の事であつたのは、言ふまでもないのである。爲に戦争は直ちに中止に歸したのである。

人或は、戦争に慈悲を説くのを、それこそ佛教の迂遠なる所以であると云ふやも知れぬけれども、若し眞に慈悲を以て向はば、如何に獐猛の王・強暴の兵と雖ども、なほ屈伏するに至るべき筈のもので、此の記事の如きは、佛教に所謂慈悲の心に偉大の力ある事を證し得て餘りあるものと謂ふべきである。

尼乾子は更に曰く、「中入時にまた三思惟せよ。隣國の王獐猛にして、其の兵強暴なるときは、恐らく我が慈悲の行動を認めぬやも知れぬけれども、飽くまでも初入時の三思惟を遂げんとすると共に、更に三思惟を要するのである。大王よ、何をか中入時の三思惟と云ふ。敵はたとへ獐猛

にかつ強暴なるにもせよ、我れは斷じて之に做ふことなく、力めて人畜を損傷することなきの工夫を講ずるのが一思惟である。敵の降伏するを期し、若し其の降伏し又は抵抗せぬものは、力めて之を憐んで、衣食を給するの工夫を講ずるのが二思惟である。また百方計畫を凝らし、敵をして戦ふことを得ぬ境遇に陥らしむるのが三思惟である。

斯くして行法行王は、三軍を整へ、四陣を布き、將卒・糧食の配置成るを見るや、自ら陣頭に立つて其の指揮を爲すのである。衆生は、王が民を憐んで容易に戦はざりしを喜び、また其の戦が敵國の頑冥なるに依つて起つたものであるのを怨んで、國の軍隊の勝たんことを望み、將卒は王に後るるを恥ぢ、王に忘れらるるを恐れ、王に知られんと力め、ただ國恩に報いんと欲して、背後の事を思はぬであらう。斯くして士氣の振作するに當り、なほ此の後入時に三思惟すること、全く中入時の如く、之を三軍に教令し、四陣に掲示するのである。

然るに、なほ敵國の屈するに至らざるため、戦争は其の惨害を逞しうし、果して多くの殺傷を見たときには、行法行王は固より、因果の律の上に殺生の罪を免れぬけれども、僅に懺悔すれば

免るるの微小なる罪に過ぎぬのである」と。

國王は之を聞き終つて、戦争は終局まで慈悲を離るべきものでないことを知り、大に歡喜の念を生じたのである。此のとき、尼乾子は更に國王の爲に、日常に思念し讀誦すべき條項ありとて述べて曰く、「衆生は之を子と想へ。惡行の衆生は病める子と想へ。苦める衆生は救へ。樂める衆生は之を喜とし、怨家にも過を護し、親友には徳を助け、國の財寶は藥の如く大切に想ひ、我が一身は全く無きものゝ如く犠牲にすべきを想ひ、斯くして、國は安穩なるべく、民は幸福なるべく、王の身もまた健全なるを得るのである」と。

これ獨り國王のみならず、行政王乃至一般官吏の守らねばならぬ條項である。

政治家・宗教家の罪惡

大薩遮尼乾子所説經の問罪過品は、尼乾子が國王嚴熾と相對して宴席に坐したとき、當時の有

名なる宗教家または政治家の批評を試みたものであつて、其の概要は左の如くである。

「大師よ、世に聰明轄達と稱せられ、或は宗教を以て、或は政治を以て、衆生の指導に任ずるものにも、また罪過あるべきか」との國王の問に對して、尼乾子は、「遺憾ながら、其の多くは罪過があるのである」と答へて、「能雨波羅門は色を喜び、自妻で事足れりとせぬ。波羅墮波羅門は睡を好み、常に怠慢を免かれぬ。黒王子は吝嗇で、嫉妬で、眷屬にさへ心からの情愛を得ることが出来ぬ。勝仙王子は餘りに殺生を好むから、必ずや早く冥途に赴くであらう。無畏王子は餘りに慈悲に過ぎる。慈悲は人の志すべきことではあるが、若し公私の區別を忘れたり、正邪の見當を失つたりすれば、世間は之を排斥し、側近は之を愚弄する。婆藪天王子は萬事を等閑にして、朝の事を夕に營み、動もすれば終に忘失するに至るの癖がある。大仙王子は財貨を得んと欲して、他の視聽を顧みぬ癖がある。天力王子は飲酒。大天王王子は戲笑。波斯遮王は大食。此等は總べて人の上に立つものゝ罪過と云はねばならぬ」と云つたのである。

國王は尼乾子が語るのを聞いて、「なほ此の外にも大師の見聞に觸れし罪過ありや。若しあら

ば聞かん」と云ひしに、直ちに答へて、「更に甚だしきものがある。大王が即ち其の人である。大王は短慮である。燥急である。動もすれば忿怒を恣にし、暴言を逞しうする。故に衆生は之を畏れ、親近は之を憚り、折角、忠貞なる人の誠實なる其の意見をも耳にし得られぬのである」と、云ひ畢らぬのに、國王は忽ち氣色を變じて、「我れ此の王位に登つてより、未だ曾てこの様な批難を聞かなかつた。無禮非法も亦甚だしいではないか。速に宮中を去れ」と云はれたとき、尼乾子は、「我が今言つた所は眞實であつた。大王よ、其の氣色は我が言つたことを證してゐるのである。併し、常に思つた事を如實に言つて憚らぬのが、これ我が罪過である。人には皆多少の罪過は免れぬものであるから、所謂自罪自治に依つて、之を戒め之を禁するのが、國主たり教主たるものの最も注意すべき所である」と云はれたので、國王も其の意漸く解け、共に釋尊を讚美して宴を終つたのである。

私は惟ふに、斯く尼乾子が全く日常の事を擧げて批評してをるのは、如何に其の人格に重きを置くかを示さんとしたに外ならぬのである。

結

論

私は茲に信仰と政治とを記述し終りて、私が豫て神佛の信仰を頻に鼓吹し來つたことを、私に喜ぶのである。若し、國民の多數が眞に信仰するに至らば、自ら日常の行爲を省みて萬一にも疚しからぬを致し、庶幾くは信仰と政治との終に實現すべきを信するからである。

蓋し、我が國に立憲政體の實施せられて、已に五十年に迫んだけれども、政界が爲に改善せられぬのみか、却つて惡化したかの如く思はるるのは、果して何の所以であらうか。私は、概して官公吏・議員の思想が何となく惡化したが爲であると思ふけれども、その茲に至つた原因としては、議員選舉の弊害の甚だしくなつたことを、其の一として數へるのである。

其の最初の程は、人民が幸に投票の權利を得たのを光榮として、中には所謂政黨に加盟して、當時の藩閥政府を打破するのを、其の主眼としてをつたものもあつたが、併し、其の選出する所

の衆議院議員に就いては、専ら人格に重きを置いたのである。随つて、地方に門地あるもの、又は地方出身にして名を世間に知らるるもの、推されて候補となるのが常であつて、其の競争も僅に文書または演説にて、自己の政見を發表する位に過ぎなかつたのである。

然るに、帝國議會の開會を重ねるに随つて、政黨の漸く勢力を扶殖し、日清戦後、未だ幾何ならずして、政黨が政權に近づく端緒を開くや、自ら進んで候補に立ち、他日政治の實際に關らんとする希望を抱くものが、選挙場裡に顯るるに至つたので、競争は爲に激甚となり、所謂運動者の運動は漸く巧妙を加へて、初めて投票賣買の噂を聞くこととなつたのである。

私の自ら経験する所に依れば、日清戦前四回の選挙も、日露戦前五回の選挙も、選挙費用は候補者一人平均、先づ當時の歳費の一年分に過ぎなかつたのに、以來今日まで一回は一回より其の費用を増加するを免れなかつた。これ固より選挙權を擴張したため、また物價の騰貴したが爲にも依るのであるけれども、投票の賣買が、稱して公然の秘密と云ふに至つたのが、其の重なる理由であつたのであつて、世界大戰以後は所謂戦争成金がまた進んで候補に立つもの少からず、

是に於て、一回の選挙に數萬圓乃至十數萬圓を支拂ふものも珍しからぬ事となつて、以て今日に至つたのである。斯く選挙競争が、其の費用を支拂ふの多寡に依つて、自ら當落を決するが如きの觀を呈したのは、昔に衆議院議員のみに止らず、上は貴族院議員の選挙より下は府縣會議議員・市町村會議員に至るまで、皆然らざるはないのであつて、其の弊害や實に極れりと云ふべきである。

此の選挙競争の弊害は、果して有権者の罪と云へるであらうか、はた候補者の罪と云はねばならぬであらうか。其の有権者が、畏くも明治大帝の夙に教化に志したまひて、我々の自業果報を勤めたまひ、終に自ら政に關係せしめたまうた其の恩徳を忘れ、かつ國家の休戚をも考へず、地方の利害をも慮らぬのを、私は政治上の治罪とするのみならず、實に業道上の、少くとも不具足罪とせねばならぬを思ふのである。

然れども、國民の多數が未だ政治の何たるを會得するに至らぬのを奇貨として、其の政見を發表するや、之を二三にし、かつ眞に實行すべからざるを知りつつ、之を以て有権者を誘ひ、喰ま

すに黄白を以てするに至つて、其の政治上の治罪こそ同一なれ。業道の上より見れば、これ等の候補者は眞に具足罪を犯すものと云はねばならぬのである。

私は、現下の政界の悪化した所以のもの其の二は、遺憾ながら之を政黨々員の腐敗に歸するのである。元來、政黨の立憲政體に必要なは言ふを俟たぬのであつて、今や内閣組織の終に責任制度となるに至つたのは、之を其の既成政黨の功績とするに吝ならぬけれども、而も其の黨員の舉動に至つては大に非難すべきものあるを覺ゆるのである。我が國に初めて政黨の起つたのは、未だ憲法の發布せられぬ以前の事であつて、其の當時は有志者悉く國家を思ひかつ民權の擴張を望むの熱心より出でたのであつて、銘々に政黨組織の費用を負担し、爲に家産を蕩盡したのも實に數百千人に上つたのである。己に議會の開かるるや、進んで此等の政黨を率ゐた所のもの如きは、共に皆私財を抛つて其の費用を助けたのであつた。政黨の漸く政權に近づくに及んで、其の當時の議員が其の政府の當局に接するの機會あるを以て、或は種々の官物拂下を斡旋したり、又は種々の權利許可を盡力したりして、多少の運動費用を收得するものなきにあらざり

しも、未だ甚だしく非難すべきに至らなかつたのである。

其の後、政黨の自ら政治の局に當ることとなるや、偶々、選舉費用の増加したるを以て、其の黨員の多數ならんことを欲せば、勢ひ其の費用を援助せねばならぬけれども、これ固より容易の事にあらず、一方に従來藩閥政府に結託した彼の所謂御用商人は、變じて政黨々員と結託して其の利得を擅にせんとしたので、これまでは一部議員の私に斡旋盡力した所のものを、政黨の幹部にをりながら、其の自分の勢力を得んが爲に之を實行することとなり、已閣臣の班に列しながら、政府の政策を之が犠牲に供し、已高貴の官に任じながら、種々の利權を之が手段に用ひて、恬として恥ぢぬものもまた顯れたのである。

政府の樞機を握るものにして猶かくの如し。官吏の職汚の事實が、常に新聞紙上を賑すもの、また己むを得ざるの結果と云はねばならぬ。私は之を以て信仰と政治とに依つて判断せんか、假令、これ等が假に政治上の治罪に漏るるとも、終に業道上の業報を免るる能はぬのであつて、一方の實業家の罪科は、固より不具足罪なるべきも、政に當るものに至つては、其の具足

罪の重きに依つて、必ずや殃禍の其の身に及ぶことを豫言するに難からぬのである。

現下政界の弊害は、端を選挙競争の激甚なるに發して、爲に政黨々員の腐敗となり、遂に實業界をもまた腐敗せしむるに至らんとするのであつて、苟も國家の前途を思ふもの、誰か戒懼戰慄せざるべけんや。

今や、我が國民は一般に奢侈に流れ、怠惰に陥り、殊に稱して危険思想と云へるものの、漸く蔓延せんとするものあり。世の有志の士の、之が爲に其の善導を志すものあるは、私の固より讃歎して止まぬ所なれども、政界・官界のかくの如きを其の儘にして、能く其の目的を果すべきにあらず。幸に茲に大に注意を拂はれんことを切に希望に耐へぬのである。

昭和十二年六月八日印刷
昭和十二年六月十二日發行

信仰と政治

定價金貳拾錢

東京市本郷區駒込西片町十番地

編輯者

井上角五郎

東京市神田區鎌倉町十九番地

印刷者

明治印刷株式會社

代表者 井關敦雄

375
194

Handwritten text in a rectangular frame, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher but appears to be organized into several lines or columns.

終

